

# 日本ESD学会誌『ESD研究』編集・投稿規定

(趣旨)

第1条 日本ESD学会（以下、「本学会」という。）の学会誌『ESD研究』（以下「本誌」という。）は、ESD（持続可能な開発のための教育）の研究や実践に関する成果、課題、情報などの共有の場を提供し、国内外におけるESDの一層の発展に資することを趣旨とする。

(目的)

第2条 本規程は、「日本ESD学会誌編集委員会規程」第4条第4項第5号に基づき、本誌の編集および投稿に必要な事項について定める。

(発行)

第3条 本誌は毎年1回、定期総会の開催までに発行するものとする。

(掲載原稿)

第4条 本誌には、ESDおよび本学会に関する以下の原稿を掲載することを基本とする。ただし、投稿原稿などの内容により、本誌の構成を変更することができる。

- ①原著論文（理論研究・実践研究・政策研究・教材研究などに関して独創的で、かつ今後の研究や実践に有用な知見をもたらすと考えられる学術論文）
- ②総説論文（特定の分野やテーマに関する内外の研究・実践・政策などを広く検討しながら、独自の視点から課題や論点を提起し整理した学術論文）
- ③研究ノート（学術的な研究や調査の成果を中間的に整理検討した論文）
- ④特集論文（本誌「特集」のため編集委員会が執筆依頼した論文）
- ⑤報告（実践報告、会議報告など）

⑥資料（内外の宣言、勧告、答申、提言、報告などの紹介・解説）

⑦書評（文献や教材などに対する第三者による批評）

⑧その他

2. 同一執筆者（共著原稿の執筆筆頭者を含む）による原稿は、各号につき1編のみを掲載することとする。ただし、上記の⑤⑥⑦⑧についてはこの限りではない。

(投稿資格)

第5条 本誌への投稿は、当該年度の会費納入済みの本学会会員に限る。ただし、共著原稿の場合には、執筆筆頭者以外に非会員を含めることができる。

2. 本誌編集委員会（以下「編集委員会」という）が原稿執筆を依頼する場合、その執筆者は会員・非会員を問わない。
3. 団体会員が投稿する場合は、投稿者はその組織団体の常勤職にあることを原則とする。ただし、投稿原稿が共著の場合は、執筆筆頭者以外に非常勤職を含めることができるものとする。

(投稿条件)

第6条 本誌に投稿される原稿は、ESDの研究や実践に資する内容を有し、他の刊行物に未発表のものとする。ただし、以下の原稿等（加筆修正したものを含む）については、初出の明記や著作権の確認を条件に未発表のものとし得ることができる。

- ①各種学会が主催する大会等での発表要旨、口頭発表、配付資料など。
- ②政府、地方自治体、研究機関、各種団体等の委託研究調査の報告書等に収録されたもの。

③その他の講演会、研究会、シンポジウム等での発表要旨や配付資料など。

④その他、編集委員会が認めたもの。

(投稿)

第7条 本誌に上記の原稿を投稿しようとする者は、本誌の執筆要領に従い執筆した原稿を、提出期限までに本誌編集委員会あて送付するものとする。

2. 原稿執筆の要領については、本誌編集委員会が別に定める。

3. 投稿時に送付された原稿(図表や写真等を含む)は返却しない。

(採否・査読)

第8条 原稿の採否については、編集委員会が決定する。

2. 第4条第1項に記載した①原著論文、②総説論文、そして③研究ノートについては、本誌編集委員会が委嘱する査読委員による査読結果に基づいて採否を決定する。

3. 査読の手續や査読委員の選任については、別に定める。

4. その他の原稿については、編集委員会が閲読する

5. 編集委員会は執筆者に加筆や修正を求めることができる。

(校正)

第9条 採用された原稿の著者校正は再校までとする。なお、校正時の加筆修正は、原則として認められない。

(経費負担)

第10条 掲載原稿が本誌「執筆要領」に定められている掲載頁数を超過した場合は、その超過分の印刷製本経費を執筆者は負担する。

2. 掲載原稿中の図版や図表を印刷する際に特別の経費が必要となる場合、その経費は執筆者の負担とする。

(原稿料)

第11条 本誌に掲載された論文等に対する原稿料は原則として支払われない。

2. 編集委員会が執筆依頼した原稿に対しては、内規に基づいた原稿料を支払うことができる。

(抜刷)

第12条 投稿者が掲載論文等の抜刷を希望する場合は、掲載決定時に必要部数を編集委員長に申し出るものとする。

2. 抜刷の制作にかかる経費は、執筆者の負担とする。

(著作権)

第13条 本誌に投稿される論文等に関する著作権は、原則として本学会に帰属する。

2. 本誌に投稿された論文等が本誌に不掲載と決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

3. 本誌に掲載された自己の論文等を著作者が外部の刊行物や電子媒体等に再録・転載する場合には、著作者は本学会に事前に申し出るとともに、出典が本誌であることを明記する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本学会への申し出は不要とする。

①個人または所属団体等のウェブサイト上で公開する場合。

②研究ノートや報告など研究途中の成果物を加筆修正して学術論文として他の学会等へ投稿する場合。

③著作権法で認められている範囲での個人利用や教育目的で利用する場合。

④所属団体あるいは研究助成金等の提供者への義務として報告する場合。

4. その他、本誌に投稿された論文等の著作権の扱いについては、本学会と執筆者との間で協議する。その際、執筆者の不利益とならないように本学会は可能な限りの配慮に努める。

(投稿倫理)

第14条 本誌への投稿に際しては、次の各号の投稿倫理を遵守する。

- ① 投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等ですでに公表されたものであってはならない。また、投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等に二重に投稿してはならない。
- ② 投稿する論文等の中で、他の著作物から引用する場合は、出典を明記するなど剽窃とないように留意する。
- ③ 投稿する論文等の中で使用するデータの捏造や改ざんを行ってはならない。
- ④ 投稿する論文等の中で扱う個人や法人の権利や情報は適切に保護しなければならない。

2. 前項の各号に反する疑いが生じた場合は、編集委員会は投稿中の論文の査読や閲読を中止して、その後の対応を検討する。また、すでに掲載済みの論文については掲載を取り消すなどの措置を検討する。

(査読原稿の投稿)

第15条 査読対象の原稿を投稿する場合には、「原稿本文」のほかに、次の項目を明記した「原稿送付状」をそれぞれ別の電子ファイルとして、編集幹事にメール添付で送信する。なお、送信時の件名は「ESD研究投稿(著者名)」とする。

- ① 原稿種別
- ② 表題(和英)
- ③ 執筆者名(和英、共著の場合は全員の氏名と執筆筆頭者を明記)
- ④ 連絡先(E-mail、緊急時の電話番号、送付先住所)

2. 電子メールの送信に不具合が生じた場合や電子メール以外の方法での送付を希望する場合は、編集幹事に相談する。

3. 再査読のために修正原稿を送信する場合にも同様に修正した「原稿本文」と「原稿送付状」、さらに修正箇所と修正内容を明示した文

書(書式自由)を別ファイルとして添付する。

第16条 編集幹事は、投稿者からのメールの受信後、原則として3日以内に受信確認のメールを投稿者に返信する。この受信確認メールの送信をもって、投稿受付の完了とみなすものとする。

(査読原稿の作成)

第17条 査読の際のコメント箇所を明示するため、原稿本文には行番号を付記する。

第18条 本文に挿入する図表(写真・イラストなどを含む)は、掲載を希望する位置に直接埋め込むとともに、原稿採択後に画像ファイルとして提出できるように保存しておくものとする。ただし、投稿原稿に埋め込む図表は、ファイル容量が大きくなるないように、必要に応じて解像度を調整する。

第19条 査読は執筆者名を匿名にして行うため、文献や図表等の表記・引用の際には、自著や自作であっても「拙著」や「筆者作成」などとはせず、著者名を記載する。

(本規定の決定および改正)

第20条 本規程は編集委員会が決定する。決定にあたって、編集委員長は評議員会に意見を求めるものとする。本規程の改正に際しても同じ手続きを適用する。

附則

本規程は、2018年7月1日から施行する。

## 日本ESD学会誌『ESD研究』査読規定

### (趣旨)

第1条 日本ESD学会(以下、「本学会」という。)の学会誌『ESD研究』(以下「本誌」という。)は、ESD(持続可能な開発のための教育)の研究や実践に関する成果、課題、情報などの共有の場を提供し、国内外におけるESDの一層の発展に資することを趣旨とする。

### (目的)

第2条 本規程は、「日本学会誌編集委員会規程」第4条第6項に基づき、本誌の編集および投稿に必要な事項について定める。

### (発行)

第3条 本誌は毎年1回、定期総会の開催までに発行するものとする。

### (掲載原稿)

第4条 本誌には、ESDおよび本学会に関する以下の原稿を掲載することを基本とする。ただし、投稿原稿などの内容により、本誌の構成を変更することができる。

- ①原著論文(理論研究・実践研究・政策研究・教材研究などに関して独創的で、かつ今後の研究や実践に有用な知見をもたらすと考えられる学術論文)
- ②総説論文(特定の分野やテーマに関する内外の研究・実践・政策などを広く検討しながら、独自の視点から課題や論点を提起し整理した学術論文)
- ③研究ノート(学術的な研究や調査の成果を中間的に整理検討した論文)
- ④特集論文(本誌「特集」のため編集委員会が執筆依頼した論文)
- ⑤報告(実践報告、会議報告など)
- ⑥資料(内外の宣言、勧告、答申、提言、報告な

### どの紹介・解説)

- ⑦書評(文献や教材などに対する第三者による批評)
  - ⑧その他
2. 同一執筆者(共著原稿の執筆筆頭者を含む)による原稿は、各号につき1編のみを掲載することとする。ただし、上記の⑤⑥⑦⑧についてはこの限りではない。

### (投稿資格)

- 第5条 本誌への投稿は、当該年度の会費納入済みの本学会会員に限る。ただし、共著原稿の場合には、執筆筆頭者以外に非会員を含めることができる。
2. 本誌編集委員会(以下「編集委員会」という)が原稿執筆を依頼する場合、その執筆者は会員・非会員を問わない。
3. 団体会員が投稿する場合は、投稿者はその組織団体の常勤職にあることを原則とする。ただし、投稿原稿が共著の場合は、執筆筆頭者以外に非常勤職を含めることができるものとする。

### (投稿条件)

第6条 本誌に投稿される原稿は、ESDの研究や実践に資する内容を有し、他の刊行物に未発表のものとする。ただし、以下の原稿等(加筆修正したものを含む)については、初出の明記や著作権の確認を条件に未発表のものとみなすことができる。

- ①各種学会が主催する大会等での発表要旨、口頭発表、配付資料など。
- ②政府、地方自治体、研究機関、各種団体等の委託研究調査の報告書等に収録されたもの。
- ③その他の講演会、研究会、シンポジウム等での発表要旨や配付資料など。
- ④その他、編集委員会が認めたもの。

### (投稿)

第7条 本誌に上記の原稿を投稿しようとする者は、本誌の執筆要領に従い執筆した原稿を、提出期限までに本誌編集委員会あて送付するものとする。

2. 原稿執筆の要領については、本誌編集委員会が別に定める。

3. 投稿時に送付された原稿(図表や写真等を含む)は返却しない。

(採否・査読)

第8条 原稿の採否については、編集委員会が決定する。

2. 第4条第1項に記載した①原著論文、②総説論文、そして③研究ノートについては、本誌編集委員会が委嘱する査読委員による査読結果に基づいて採否を決定する。

3. 査読の手續や査読委員の選任については、別に定める。

4. その他の原稿については、編集委員会が閲読する

5. 編集委員会は執筆者に加筆や修正を求めることができる。

(校正)

第9条 採用された原稿の著者校正は再校までとする。

なお、校正時の加筆修正は、原則として認められない。

(経費負担)

第10条 掲載原稿が本誌「執筆要領」に定められている掲載頁数を超過した場合は、その超過分の印刷製本経費を執筆者は負担する。

2. 掲載原稿中の図版や図表を印刷する際に特別の経費が必要となる場合、その経費は執筆者の負担とする。

(原稿料)

第11条 本誌に掲載された論文等に対する原稿料は原則として支払われない。

2. 編集委員会が執筆依頼した原稿に対しては、内規に基づいた原稿料を支払うことができる。

(抜刷)

第12条 投稿者が掲載論文等の抜刷を希望する場合は、掲載決定時に必要部数を編集委員長に申し出るものとする。

2. 抜刷の制作にかかる経費は、執筆者の負担とする。

(著作権)

第13条 本誌に投稿される論文等に関する著作権は、原則として本学会に帰属する。

2. 本誌に投稿された論文等が本誌に不掲載と決定された場合、本学会は当該論文等の著作権を著作者に返還する。

3. 本誌に掲載された自己の論文等を著作者が外部の刊行物や電子媒体等に再録・転載する場合には、著作者は本学会に事前に申し出るとともに、出典が本誌であることを明記する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、本学会への申し出は不要とする。

①個人または所属団体等のウェブサイト上で公開する場合。

②研究ノートや報告など研究途中の成果物を加筆修正して学術論文として他の学会等へ投稿する場合。

③著作権法で認められている範囲での個人利用や教育目的で利用する場合。

④所属団体あるいは研究助成金等の提供者への義務として報告する場合。

4. その他、本誌に投稿された論文等の著作権の扱いについては、本学会と執筆者との間で協議する。その際、執筆者の不利益とならないように本学会は可能な限りの配慮に努める。

(投稿倫理)

第14条 本誌への投稿に際しては、次の各号の投稿倫理を遵守する。

①投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等ですでに公表されたものであってはならない。また、投稿する論文等は、他の学会誌や学術雑誌等に二重に投稿してはならない。

②投稿する論文等の中で、他の著作物から引用

する場合は、出典を明記するなど剽窃とならないように留意する。

③投稿する論文等の中で使用するデータの捏造や改ざんを行ってはならない。

④投稿する論文等の中で扱う個人や法人の権利や情報は適切に保護しなければならない。

2. 前項の各号に反する疑いが生じた場合は、編集委員会は投稿中の論文の査読や閲読を中止して、その後の対応を検討する。また、すでに掲載済みの論文については掲載を取り消すなどの措置を検討する。

(査読原稿の投稿)

第15条 査読対象の原稿を投稿する場合には、「原稿本文」のほかに、次の項目を明記した「原稿送付状」をそれぞれ別の電子ファイルとして、編集幹事にメール添付で送信する。なお、送信時の件名は「ESD研究投稿(著者名)」とする。

①原稿種別

②表題(和英)

③執筆者名(和英、共著の場合は全員の氏名と執筆筆頭者を明記)

④連絡先(E-mail、緊急時の電話番号、送付先住所)

2. 電子メールの送信に不具合が生じた場合や電子メール以外の方法での送付を希望する場合は、編集幹事に相談する。

3. 再査読のために修正原稿を送信する場合にも、同様に修正した「原稿本文」と「原稿送付状」、さらに修正箇所と修正内容を明示した文書(書式自由)を別ファイルとして添付する。

第16条 編集幹事は、投稿者からのメールの受信後、原則として3日以内に受信確認のメールを投稿者に返信する。この受信確認メールの送信をもって、投稿受付の完了とみなすものとする。

(査読原稿の作成)

第17条 査読の際のコメント箇所を明示するため、原稿本文には行番号を付記する。

第18条 本文に挿入する図表(写真・イラストなどを含む)は、掲載を希望する位置に直接埋め込むとともに、原稿採択後に画像ファイルとして提出できるように保存しておくものとする。ただし、投稿原稿に埋め込む図表は、ファイル容量が大きくなるように、必要に応じて解像度を調整する。

第19条 査読は執筆者名を匿名にして行うため、文献や図表等の表記・引用の際には、自著や自作であっても「拙著」や「筆者作成」などとはせず、著者名を記載する。

(本規定の決定および改正)

第20条 本規程は編集委員会が決定する。決定にあたって、編集委員長は評議員会に意見を求めるものとする。本規程の改正に際しても同じ手続きを適用する。

附則

本規程は、2018年7月1日から施行する。

# 日本ESD学会誌『ESD研究』執筆要領

(2018年7月1日編集委員会決定)

## (原稿作成)

1. 原稿を作成する際の使用言語は、日本語または英語とする。
2. 投稿原稿は、文書作成ソフトで作成する。印刷用紙の判型はA4判とし、縦置き横書きで、1頁あたり全角22字×40行×2段(=1,760字)で片面印刷とする。頁番号は下部中央に記載する。英文原稿も同様とする。ただし、印刷製本後の判型はB5版となる。
3. 各投稿原稿の文字数は(改行時の空白や空白行を含む)は、表題・著者名・図表・注釈・参考文献表などをすべて含めて、原則として以下の通りとする。英文原稿もこれに準じるものとする。
  - ①「原著論文」および「総説論文」は、10頁(17,600字)以内とする。
  - ②「研究ノート」「報告」および「資料」は、6頁(10,560字)以内とする。
  - ③「特集論文」など編集委員会からの依頼原稿については、その依頼条件に従うものとする。
  - ④「書評」は、表題・著者名・表紙画像を除いて22字×51行(1,122字)以内とする。
4. 図表の文字数を計算する場合には、①1頁相当は1,760字、②1/2頁相当は880字、③1/4頁相当は440字としてそれぞれ換算する。図版や図表の挿入箇所を本文中に明記する。なお、図表中の文字ポイントは最小で9ポイントまでとする。
5. 原稿冒頭部分(日英の表題・著者名・所属先名)は、13行分を確保すること。したがって、本文の書き出しは14行目からとする。

## (論文構成)

6. 「原著論文」「総説論文」「特集論文」「研究ノート」「報告」および「資料」の原稿の冒頭には、表題、著者名および所属先名を日本語と英語で表記する。

7. これらの内、「原著論文」「総説論文」および「研究ノート」の原稿の末尾(「引用文献」一覧の後)には、和文原稿については英文要旨(150語以上、200語以内)および英語キーワード(5語以内、アルファベット順)を付記する。また、同じく英文原稿については、和文要旨(350字以上、500字以内)および日本語キーワード(5語以内、五十音順)を付記する。
8. 原則として、執筆者の母国語ではない言語によって記述した論文等は、その言語を母国語とする専門家の校閲を受けたものとする。

## (注釈)

9. 注釈は本文の該当箇所に、1)・2)・3)・・・の肩番号を付し、本文の直後に後注として番号順に記す。
10. 後注の文字サイズは9ポイント、書体は明朝体とする。
11. 注釈は、引用・参照した資料・文献の書誌情報を示すものではなく、本文の内容を補足するものに限定する。

## (文字表記)

12. 和文原稿における文体は「である調」とし、文字の表記は「常用漢字」および「現代仮名遣い」を原則とする。
13. 表題の文字サイズは主題を14ポイント、副題、著者名および所属先名の文字サイズはそれぞれ12ポイントとし、書体はいずれもゴシック体とする。
14. 本文(注釈、図表、参考文献を含む)の文字サイズは10.5ポイント、和文原稿の書体は明朝体、英文原稿の書体はCenturyとする。
15. 和文原稿においてアラビア数字を使用する場合、1桁数字は全角文字、2桁以上は半角文字とする。ただし、英文原稿における英数字は、半角文字を使用する。

例)「第3回」「12本」「365日」「4月18日」

「午前8時30分」

16. 年号は西暦表記を基本とする。和暦を併記する場合は「2017(平成29)年」のように表記する。ただし、必要に応じて「昭和20年代」などの和暦表記も可とする。

17. 大きな数量を表す数字の表記は、単位語(兆、億、万)を付ける。この場合、桁区切り記号の半角コンマ(,)は付けない。

例) 1億2709万人、524兆3972億円

18. 接続詞や副詞などの表記がゆれやすい言葉については、表記をどちらかに統一する。

例)「または／又は」「したがって／従って」

「および／及び」「とくに／特に」

「けっして／決して」「すべて／全て」

「まったく／全く」

19. 学術用語は文部科学省の学術用語集を参考とする。

20. 外国語の頭文字を組み合わせた略語(頭字語、acronym)については、初出で日本語の訳語を併記するか、または「(以下、「○○」という。)」と表記する。なお、頭字語は原稿段階では全角文字で表記する。

例)「持続可能な開発のための教育(ESD)」

「持続可能な開発目標(以下、「SDGs」という。)」

「国際連合(以下、「UN」という。)」

### (句読法)

21. 句点は「マル(。）」、読点は「テン(、)」を使用する。

22. 章・節・項などの見出しの副題は「コロン(:)」でつなげる。

### (見出し・見出し番号)

23. 章見出しの上下の行は空白行とする。ただし、節見出しおよび項見出しの上下には空白行を設けない。

24. 章・節・項などの見出し番号は、次の通り表記する。なお、見出し番号に続く最初の文字と

の間は全角1字分を空白とする。

①「章」: I・II・III…(「第○章」とは表記しない。以下同様。)

②「節」: 1・2・3…

③「項」: 1)・2)・3)…

25. 本文中で箇条書きを行う際には、①・②・③…を使用することができる。

### (図表・図表番号)

26. 図表には、「図1」「図2」、または「表1」「表2」のように通し番号を付記する。

27. 図表番号に続けて、その内容を簡潔に表した図題および表題を表記する。

### (出典表記)

28. 本文中に引用した資料、文献、図表等の出典は、文中あるいは図表に丸括弧を用いた括弧式で、著者または編者(以下、「著者等」という)の姓、発行年、および頁数を表記する。

29. 写真やイラスト等を引用する場合は、必要に応じて、執筆者自身が撮影者や原作者などの著作権所有者から使用許可を得て、同様に出版を表記する。なお、図表や写真等を執筆者本人が独自に作成・撮影した場合には、「(筆者作成)」または「(筆者撮影)」と表記する。

30. 引用文献が複数ある場合には、括弧内をセミコロン(;)で区切って併記する。

31. 著者等が複数名いる文献の場合は、筆頭著者または責任著者(corresponding author)を最初に記載するとともに、次のように表記する。

1) 和文原稿の場合:

①著者等が3名までのときは、中黒「・」で区切って全員を連記する。

②4名以上のときは、筆頭著者、責任著者(corresponding author)を含め最大3名までを記載するものとし、その後に「ほか」を付記する。

2) 英文原稿の場合

①著者等が3名までのときは全員を連記する。なお、最後の著者等の前は“and”でつなぐ。

② 4名以上のときは、筆頭著者、責任著者 (corresponding author) を含め最大3名までを記載するものとし、その後“et al.” または“and others”を付記する。

32. 同年に出版された同一著者の文献が複数ある場合には、出版年の後に小文字のアルファベット (a, b, c …) を付して区別する。

33. 邦訳書から引用する場合、その出版年が原著の出版年と異なる場合は、原著出版年と邦訳書出版年を「=」でつなげて表記する。

34. 発行年が明記されていない資料などから引用する場合は、発行年を「n. d.」と表記する。

### (引用文献一覧)

35. 原稿末尾の引用文献一覧の作成にあたっては、引用した文献や資料等を、著者等の姓および発行年の昇順で列挙する。ただし、日本語文献と外国語文献を区分しない。

36. 日本語文献は次のように表記する。

1) 論文：

①学会誌や紀要等に収録された論文

著者名 (発行年) 「論文名」『掲載誌名』(発行者名) 巻号、頁付。なお、掲載誌名に類似のものが多くある場合には、その発行者名を表記し、丸括弧で囲む。

②単行本に収録された論文の場合

著者名 (発行年) 「論文名」編者名編『書名』出版社または発行所名、頁付。なお、共著論文の場合には、3名までは連記し、4名以上の場合には筆頭者、責任著者を含め最大3名までの氏名を表記し、そのあとに「ほか」と付記する。

2) 単行本：

①単著・共著

著者名 (発行年) 『書名』出版社名

②単編・共編

編者名 (発行年) 『書名』出版社名。なお、共著または共編の場合には、4名までは連記し、5名以上の場合には5人目以降の著者は省略し、そのあとに「ほか」と付記する。

③全集・双書

著者名 (発行年) 『書名』編者名『全集 (双書) 名』出版社名。

37. 外国語文献は次のように表記する。

1) 論文：

①学会誌や紀要等に収録された論文

著者名 (発行年) “論文名” 掲載誌名, 巻号, 頁付。

②単行本に収録された論文の場合

著者名 (発行年) “論文名” In 編者名 (ed.) 書名, 出版地：出版社、頁付。

2) 単行本：

①単著・共著

著者名 (発行年) 書名, 出版地：出版社。

②単編・共編

編者名 (ed./eds.) (発行年) 書名, 出版地：出版社。ウェブサイトに掲載されている論文や資料等から引用する場合には、著者名、公表年または最新の更新年、その当該情報の表題、URLのあとに、最終閲覧した年月日を表記する。

38. 著者等が複数名いる外国語文献では、著者等が3名または4名までの場合、最後の著者とその直前の著 (編) 者の間には、カンマでなく “and” でつなぐ。著者が5名以上の場合、5人目以降の著者名は省略し、「et al.」と記す。

39. 外国語文献の場合、著者等の姓名は、姓を先にし、カンマ (,) で名を続ける。なお、これら著者等の表記は原則として、原書の大扉の表記に従う (ファーストネームやミドルネームがイニシャル表記の場合は、そのように表記する)。

40. 外国語の文献名や論文名は、最初の単語の第1文字目と固有名詞を除いては、小文字で表記する。

41. 日本語および英語以外の言語を使用する場合は、執筆者の責任において、適切に表記する。

### (本執筆要領の決定および改正)

42. 本執筆要領は、編集委員会が決定する。決定にあたって、編集委員長は評議員会に意見を求めるものとする。本規程の改正に際しても同じ手続きを適用する。

